

都市大坂における種物流通と市場統制の変遷

島崎 未央

全国の油・種物流通の中心となった大坂は、江戸へ日用油を供給する役割を担った。幕府は①油を大坂へ集中させ値段を下げる、②公認の絞油屋に種物を安価に供給する、という政策をとった。

油の生産・流通に関わる業者は明和7(1770)年の油方仕法制定と同時に株仲間化され、種物の仕入れ先が規定された。こうして大坂を中核とする全国的な流通体制が一応の完成をみた。これと天保3(1832)年の仕法改正が、油の統制政策の二大画期とされている。

幕府の厳しい統制下におかれた油の流通は、1950-70年代の幕藩制市場論の中で幕藩体制の変容・解体過程を論ずる素材として注目された。しかし、政策論からだけでは、都市や農村に展開した多様な諸集団の特質が捨象され、都市と農村の二項対立的構図に陥ってしまうという問題がある。

そこで本稿では、大坂を中心とする種物流通に焦点をあて、町触と「株仲間名前帳前書」を素材に、《法と社会の相互規定性》に留意しつつ、種物市場の構造的把握を試みた。

その結果、①17世紀初期の種物問屋は穀物問屋兼帯の「問屋」の集積体に過ぎなかったことを確認し、②宝暦9年が、幕府の公認のもとで仲間としての結集を強める重要な画期であったことを明らかにした。③また、「前書」の詳細な分析から、明和七年の株仲間化は大坂の油・種物流通に携わる業者を一律に特権化し、摂河泉の絞油屋を従属させるものではなく、あくまで大坂を中心とした流通機構を大坂町奉行が掌握するための措置だったことを指摘した。④さらに西国における非公認の絞油業の展開と、摂河泉における自給自足の要求を受けて、種物問屋の御用の性格と仲間の構造が変質していく様子を追い、⑤明和7年令の構造的矛盾の深まりが天保3年の仕法改正に繋がることは間違いがないが、天保3年令は一概に都市特権商人の特権を否定するものではなく、流通の合理化と諸集団の渡世の活性化を企図したものだということを指摘した。